

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社
の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の
認可(平成25年度の加入光ファイバに係る接続料の改
定(補正))について

(詮問第3053号)

<目 次>

1 報告書	1
2 答申書(案)	29
3 申請概要	31
4 審査結果	43

別添

- 接続約款変更認可申請書（写）（東日本）
- 接続約款変更認可申請書（写）（西日本）

平成25年3月25日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接続委員会

主査 東海 幹夫

報告書

平成25年1月29日付け諮問第3053号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適當と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、NTT東西に対し、エントリーメニューの利用状況について、平成25年12月末までに総務省に報告するとともに、その後1年ごとに、光配線区画の見直しが完了するまでの間、総務省に報告することを求めることが適當である(考え方3)。
- 3 1芯単位接続料に乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、NTT東西のコスト削減インセンティブを確保する必要性から、総務省においては、NTT東西に対し、需要の減少に応じたコスト削減の取組について、平成26年度接続料の認可申請時までに総務省に報告することを求めることが適當である。
- 4 本件は、平成23年1月25日付け諮問第3029号をもって諮問され、一部条件を付して認可することが適當と答申した第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更及び平成24年1月23日付け諮問3037号をもって諮問され、一部条件を付して認可することが適當と答申した第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更に関するものであることから、これらに係る認可の際に付した条件のうち、継続的に履行が必要なものについては、引き続きその履行を求めることが適當である。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)
(平成25年度の加入光ファイバに係る接続料の改定(補正))

1. 総論

意 見	再 意 見	考 え 方 (案)																																																	
<p>意見1 加入光ファイバに係る接続料水準の低廉化を図るべき。また、線路敷設基盤の利用環境の整備を進め、多様な選択肢の中から利用者がサービスを選べるよう競争を推し進めることが重要。</p> <p>○ FTTHサービスの市場環境としては、依然として超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率が5割に満たない(※平成24年9月末時点、総務省公表値)ことや、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東西殿」という)の市場シェアが7割を超える寡占状態(※平成24年9月末時点、総務省公表値)に大きな変化は見られない状況にあります。</p> <p>より健全な競争環境を実現するには、これまで以上に多様な事業者のサービス競争による利用者料金の低廉化や利便性の向上、新たな需要の創出を目指した市場環境が必要であり、そのためには一層の接続料低廉化による新規事業者の市場参入が必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>○ 我が国のブロードバンドの普及推進にあたっては、「光の道」構想実現にむけて取りまとめ(平成22年12月14日報告)において、2015年頃を目指にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目指して、「インフラの高度化やICTの利活用促進」、「料金の低廉化とサービスの多様化」を推進することが適当とされ、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月20日答</p>	<p>再意見1</p> <p>○ 以下のとおり、他事業者がFTTH市場へ参入する環境は十分整っており、当該市場へ参入するか否かはもはや各事業者の経営上の意思決定の問題となっているものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 現に、KDDIは当社のシェアドアクセスを利用して、全国的に事業を展開されていること。 - 加えて、KDDI以外にも、当社シェアドアクセスの利用を要望している事業者が存在すること - なお、光ファイバ接続料は低廉化しており、シェアドアクセス方式の加入光ファイバ1芯に2~3ユーザを獲得すれば、ADSL並みの料金の実現は十分可能であること。また、今回の補正申請で更に低廉な水準となり、他事業者にとっても更に使いやすい環境になっていること <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H23適用</th> <th rowspan="2">H24適用</th> <th rowspan="2">H25適用</th> <th colspan="2">増減</th> <th colspan="2">増減率</th> </tr> <tr> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光信号端末回線</td> <td>当初申請</td> <td>4,194</td> <td>3,568</td> <td>3,380</td> <td>▲626</td> <td>▲188</td> <td>▲14.9%</td> <td>▲5.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補正申請</td> <td>-</td> <td>3,403</td> <td>3,203</td> <td>▲791</td> <td>▲200</td> <td>▲18.9%</td> <td>▲5.9%</td> </tr> <tr> <td>光信号主端末回線</td> <td>当初申請</td> <td>3,756</td> <td>3,155</td> <td>2,982</td> <td>▲601</td> <td>▲173</td> <td>▲16.0%</td> <td>▲5.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補正申請</td> <td>-</td> <td>3,013</td> <td>2,835</td> <td>▲743</td> <td>▲178</td> <td>▲19.8%</td> <td>▲5.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、現在の当社のシェアは、電力系事業者やCATV事業者及びKDDIとの競争下で、当社がブロードバンドの普及拡大に向け、積極的に設備投</p>			H23適用	H24適用	H25適用	増減		増減率		H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25	光信号端末回線	当初申請	4,194	3,568	3,380	▲626	▲188	▲14.9%	▲5.3%		補正申請	-	3,403	3,203	▲791	▲200	▲18.9%	▲5.9%	光信号主端末回線	当初申請	3,756	3,155	2,982	▲601	▲173	▲16.0%	▲5.5%		補正申請	-	3,013	2,835	▲743	▲178	▲19.8%	▲5.9%	<p>考え方1</p> <p>○ 国民のブロードバンド利活用に向けた普及促進を図るためにには、多様な事業者の参入促進による料金の低廉化やサービスの多様化を通じ、利用者利便の向上を図ることが適当である。具体的な方策を検討するに当たっては、各電気通信事業者が自ら構築したネットワークを用いて利用者に対しサービスを提供する設備競争と、自ら構築したネットワーク又は他の電気通信事業者の構築したネットワークを用いて利用者に対しサービスを提供するサービス競争のバランスを確保しながら推進することが重要である。</p> <p>また、線路敷設基盤の在り方については、平成23年12月20日付け情報通信審議会答申「ブロードバンドの普及促進に向けた環境整備の在り方について」において、設備競争を促進するためには、固定ブロードバンドのインフラ敷設を支える電柱・管路等の線路敷設基盤の開放が重要な役割を果たすとの認識が示され、マンション向け光屋内配線の開放及び地中化エリアへの対応等に係る必要な施策の実施が求められている。</p> <p>国民のブロードバンド利活用に向けた普及促進に当たっては、以上の考え方や答申を踏まえ、必要な取組を図ることが適当である。</p>
							H23適用	H24適用	H25適用	増減		増減率																																							
		H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25																																														
光信号端末回線	当初申請	4,194	3,568	3,380	▲626	▲188	▲14.9%	▲5.3%																																											
	補正申請	-	3,403	3,203	▲791	▲200	▲18.9%	▲5.9%																																											
光信号主端末回線	当初申請	3,756	3,155	2,982	▲601	▲173	▲16.0%	▲5.5%																																											
	補正申請	-	3,013	2,835	▲743	▲178	▲19.8%	▲5.9%																																											

申)においては、「線路敷設基盤の開放による設備競争の促進」の必要性がまとめられたことを踏まえ、これまでに光ファイバにおけるエントリーメニューの設定や情報開示告示の改正が行われ、競争を促進させる政策が講じられてきたと理解しています。一方で、2011年度末時点における超高速ブロードバンドの普及整備率は97.3%に達しているものの、利用率は46.8%に留まっており、主たる超高速ブロードバンドサービスである光ファイバサービスについて利用率の向上が課題となっています。

NTT東・西のダークファイバやシェアドアクセスを利用する形態でのFTTHサービス市場の公正競争が有効に機能するためには、NTT東・西が保有するボトルネック設備や光配線区画情報の利用が不可欠ですが、未だNTT東・西と接続事業者間で完全に同等な利用環境となっていない状況です。また、光ファイバ接続料水準も低廉化傾向にあるとは言え、競争促進、国民利便向上の観点からは、更なる低廉化が必要と考えます。

したがって、国民のブロードバンドの利活用の更なる促進に向けて、設備競争とサービス競争のバランスを取りながら接続料水準の低廉化を図るとともに、NTT東・西が保有するボトルネック設備の利用において、国民の利便向上の観点から自治体や接続事業者が利用しやすいよう、NTT東・西の当然の責務として線路敷設基盤の利用環境の整備を進め、ユーザーが多様な選択肢の中からサービスを選べるよう競争を推し進めることが重要です。

(KDDI)

資を行い提供エリアを広げるとともに、IP電話やフレッツ・テレビ等のサービス開発によりエンドユーザーに対する付加価値を高めるなど、自ら投資リスクを負って市場を開拓し普及拡大に努めてきたところによる結果に過ぎないものと考えます。

なお、当社設備及び光配線区域情報等の提供条件及び料金については接続約款に規定し、接続事業者は当社利用部門と同条件、同料金で利用できる環境が整っていることから、同等性は確保されているものと考えます。

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(案)(平成25年1月25日)においても、「設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等」について、「総務省において検証を行った結果、一種指定設備をNTT東西自ら利用する場合と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていると考えられる」とされているところです。

(NTT東日本)

○ 以下のとおり、他事業者がFTTH市場へ参入する環境は十分整っており、当該市場へ参入するか否かはもはや各事業者の経営上の意思決定の問題となっているものと考えます。

- 現に、KDDIは当社のシェアドアクセスを利用して、全国的に事業を展開されていること。
- 加えて、KDDI以外にも、当社シェアドアクセスの利用を要望している事業者が存在すること
- なお、光ファイバ接続料は低廉化しており、シェアドアクセス方式の加入光ファイバ1芯に2～3ユーザを獲得すれば、ADSL並みの料金の実現は十分可能であること。また、今回の補正申請で更に低廉な水準となり、他事業者にとっても更に使いやすい環境になっているこ

と

		H23適用	H24適用	H25適用	増減	増減率
		H23→H24 H24→H25		H23→H24 H24→H25		
光信号端末回線	当初申請	4,784	4,578	3,426	▲206 ▲1,152	▲4.3% ▲25.2%
	補正申請	-	4,357	3,220	▲427 ▲1,137	▲8.9% ▲26.1%
光信号主端末回線	当初申請	4,298	3,995	3,010	▲303 ▲985	▲7.0% ▲24.7%
	補正申請	-	3,846	2,882	▲452 ▲964	▲10.5% ▲25.1%

また、現在の当社のシェアは、電力系事業者やCATV事業者及びKDDIとの競争下で、当社がブロードバンドの普及拡大に向け、積極的に設備投資を行い提供エリアを広げるとともに、IP電話やフレッツ・テレビ等のサービス開発によりエンドユーザーに対する付加価値を高めるなど、自ら投資リスクを負って市場を開拓し普及拡大に努めてきたところによる結果に過ぎないものと考えます。

なお、当社設備及び光配線区域情報等の提供条件及び料金については接続約款に規定し、接続事業者は当社利用部門と同条件、同料金で利用できる環境が整っていることから、同等性は確保されているものと考えます。

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(案)(平成25年1月25日)においても、「設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等」について、「総務省において検証を行った結果、一種指定設備をNTT東西自ら利用する場合と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていると考えられる」とされているところです。

(NTT西日本)

- 国民によるブロードバンド利活用の更なる促進に向けて、設備競争とサービス競争のバランスを取りながら、公正な競争を確保することが必要です。特に、NTT東・西と同等の光ファイバの利用環

境の整備を早期に実現すると共に、光ファイバに係る各種接続料の更なる低廉化が必須と考えます。

しかし、光ファイバの利用環境については、接続事業者がユーザー利便の向上のために、自社の営業努力により収容率を向上し、1回線あたりのコスト削減を図ろうとしても、光配線区域あたりの世帯数が過小である点や光配線区域が事後的に分割されるなど、接続事業者とNTT東・西とが公正に競争できない環境にあることを踏まえると、公正競争が担保されているとは到底言えません。そのため、公正な競争環境の確保の観点から、適切な運用の実施・改善を図っていくことが必要です。

一方の接続料水準については、ここ数年低廉化傾向にありますが、競争促進によるユーザー利便の更なる向上やメタル回線から光ファイバへの円滑なマイグレーションのためには、光ファイバに係る各種接続料のより一層の低廉化が必要です。

現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、施設保全費におけるメタル回線と光ファイバのコスト配賦等について議論されておりますが、ドライカッパ接続料の抑制を図るために、メタル回線のコストを光ファイバ側へ寄せると、低廉化傾向にある光ファイバ接続料が横ばいなし上昇に転じる懸念があり、光ファイバ接続料の更なる低廉化が妨げられ、FTTH市場における競争を後退させ、ユーザー利便を損なうことになりかねません。メタル回線については、まずは、より一層のコスト削減努力をすることが先決であり、光ファイバ側へコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応はとるべきではありません。

(KDDI)

2. 災害特別損失の扱いに係る意見

意 見	再 意 見	考 え 方 (案)
<p>意見2 平成25年度接続料原価に算入される災害特別損失について、不適切な費用が含まれていなければ厳密に精査すべき。</p> <p>○ 昨年度に引き続き、接続料の算定に当たり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて当該接続料に算入しており、この算入については接続料規則に規定がないため、接続料規則第3条の許可を求めています。</p> <p>NTT 東日本殿の説明によれば、災害特別損失として、施設保全費に、「グループ会社等による被災地支援経費」、「支援物資、運搬費」が含まれています。これらの費用について、接続料原価に含まれる施設保全費として計上すべきものか、その他費用においても、同様に接続料原価に含まれる災害特別損失として不適切なものが含まれないか、厳密に精査を頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>再意見2</p> <p>○ 東日本大震災に係る費用については、公認会計士協会から公表された処理(会長通牒平成23年第1号 東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について(平成23年3月30日))に基づき、災害特別損失へ計上していますが、当該特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備に係る除却損、撤去費用、応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用は、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用と同一の性質を有するものであるため、接続会計における営業費用と同一の処理を行い、当該特別損失を接続料原価に算入しています。また、平成24年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申における要措置事項に基づき、平成23年度に計上した特別損失の接続料原価への算入にあたっては、その後の実地調査により判明した見積り差額(平成23年度第3四半期及び第4四半期において計上した特別利益)を減算しています。</p> <p>また、今回接続料に算入した災害特別損失については、平成24年度接続料においても同様に接続料原価に算入し、審議を経て認可を受けていることから、その適正性については既に認められているものと考えます。</p> <p>なお、ソフトバンクが指摘されている、「グループ会社等による被災地支援経費」、「支援物資、運搬費」については、それぞれ「土木設備、電力設備等の復旧工事に係るNTTインフラネット、NTTファシリティーズ等への委託費」、「被災設備の</p>	<p>考え方2</p> <p>○ 本件認可申請において接続料原価に算入されている災害特別損失については、NTT東西よりその内訳が示されている。その内容について総務省及び当審議会において確認を行ったところ、当該特別損失は被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものであることから、当該特別損失を接続料原価に算入することが適当と認められる。</p>

	<p>復旧工事を行う社員のための食糧、布団、燃料等の物資調達及びこれに係る運搬費用」であり、いずれも復旧工事に係る費用であることから、営業費用の施設保全費と同様に接続料原価に算入することは適当と考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ ソフトバンク殿の意見に賛同します。</p> <p>災害特別損失(以下、特損)において、光ファイバの端末系伝送路には約 12 億円(そのうち施設保全費は約 10 億円)計上されております。詳細な内容が不明瞭なため、具体的な内訳、費用をコスト負担する接続事業者へも開示していただき、特損として、また接続料原価として算入して適正なものか厳密な精査をする必要があると考えます。</p> <p>また、NTT 東殿にて公開されている平成 24 年度の第二四半期比較損益計算書によれば、特損は約 29.9 億円計上されております。</p> <p>平成 26 年度接続料にも影響があることから、予見性確保の観点からも、具体的な内訳、費用を早期に開示していただき、接続料原価に算入して適正なものか厳密な精査をする必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
--	---	--

3. エントリーメニューに係る意見

意 見	再 意 見	考 え 方(案)
意見3 エントリーメニューの効果に疑問。総務省において、地域のDSL事業者が今後もICTによる地域の活性化・ブロードバンド普及に貢献できるよう、新たな対策等の検討を早期に開始すべき。	再意見3	考え方3
○ エントリーメニューは、「十分な光配線区画の拡大	○ エントリーメニューは、平成24年3月29日付の	○ エントリーメニューについては、平成 24 年3月

<p>策が講じられるまでの間について、多様な事業者、とりわけ FTTH サービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者に「参入の弾力化」という効果をもたらす競争促進策を補完的に講じることが適当」との考えにより導入されたと理解していますが、3 年間の支払い総額は一芯単位接続料と何ら変わりはないことから、その効果については疑問を持たざるを得ません。</p> <p>総務省殿におかれましては、我々地域のDSL事業者が、今後もICTによる地域の活性化・ブロードバンド普及に貢献できるよう、明確な効果があるような新たな対策等の検討を早期に開始するよう要望します。</p> <p>(DSL事業者協議会)</p>	<p>情報通信行政・郵政行政審議会答申によるとおり、「エントリーメニューを導入することにより、接続事業者にとって新規参入当初の負担が減じる」ことで、「FTTHサービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者に「参入の弾力化」という効果をもたらす」ものであるとされています。</p> <p>当社は本答申に基づき、当該メニューに係る接続料を設定し、認可を受け、システム開発まで行って当該メニューを用意しており、なるべく多くの接続事業者にご利用いただきたいと考えています。</p> <p>(NTT東西)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DSL事業者協議会殿及びソフトバンク殿の意見にある通り、エントリーメニューについては、多様な事業者の参入の弾力化が目的とされていることを踏まえ、政策としての導入効果をオープンな形で評価・検証していただくことが望ましいと考えます。 <p>(イー・アクセス)</p>	<p>29 日付け当審議会答申において示したとおり、光配線区画の見直しが完了し、十分な光配線区画の拡大策が講じられるまでの間について、多様な事業者、とりわけFTTHサービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の小さい事業者に「参入の弾力化」という効果をもたらすことを目的とするものである。</p> <p>当審議会接続委員会において提示した質問に対する各事業者の回答において、複数の事業者より、加入光ファイバ利用に際しての選択肢の一つとして検討が可能である旨の回答がなされている。</p> <p>当審議会としては、エントリーメニューが上述の効果をもたらすことを期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エントリーメニューの評価・検証については、平成 25 年3月からエントリーメニューの提供が開始されることから、総務省において、NTT東西にその利用状況の報告を求めるとともに、当審議会において適宜の時期に報告することが適当である。(要請)
<p>意見4 光配線区画の見直しの状況やエントリーメニューの利用状況は競争事業者に必要な情報。競争評価や公正競争レビュー制度において情報公開を行い、競争状況との関連性についてオープンに評価・分析すべき。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ エントリーメニューについては、平成24年3月29日付けの情報通信行政・郵政行政審議会答申において、多様な事業者のFTTHサービス市場への参入の弾力化を目的の一つとし、NTT東西殿の光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置として早期導入を図ることが適当とされました。また、NTT東西殿からの接続約款変更認可申請(補 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者光ファイバの接続料は低廉化しており、現にKDDIは当社のシェアドアクセスを利用して、全国的に事業を展開されているなど、他事業者がFTTH市場へ参入する環境は十分整っていると考えます。 <p>加えて、昨年の加入者光ファイバ接続料の認可にあたり、多様な事業者のFTTH市場への参入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 光配線区画の見直しの状況については、平成24年3月29日付けの当審議会答申において、NTT東西に対し、見直しが完了するまでの間、半年ごとに、見直しの状況について総務省に報告することを要請することを総務省に要望している。これを踏まえ、総務省においては、NTT東西に対し、平成 24 年度加入光ファイバ接続料の認

<p>正)の認可にあたり光配線区画の見直しが完了するまでの間、NTT東西殿に対し半年ごとに総務省に報告を行うことが条件として付されています。</p> <p>光配線区画の見直しについては、目安となる完了時期や見直し完了と判断する基準が明確になっていないことや地下配線エリア比率が高い都市部では効果的な見直しが見込まれないこと、エントリーメニューについては非競争地域のみに適用されるメニューであることなどの課題があることから、NTT東西殿の光配線区画の見直しに係る状況及びエントリーメニューの事業者利用状況は、競争事業者にとっても市場の動向を把握するために必要な情報と考えます。</p> <p>従って、競争評価や公正競争レビュー制度にて光配線区画の拡大状況とエントリーメニューの利用状況の情報公開を行い、競争状況との関連性についてオープンに評価・分析していただくことが望ましいと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバ接続料算定については※1、平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(以下、情郵審答申という。)で整理され、平成24年9月4日にシステム改修を行う前提でエントリーメニューの設定が認可されました。当該メニューのシステム改修については※2、補完的措置として時限的なメニューであることから、「コストを極力抑えるよう努めること」が条件として付されていましたが、NTT東西殿各約9,200万円もの多額の費用をかけ、その費用が妥当かどうかの検証が十分なされないままシステム改修が行われ、その費用を回線管理運営費として接続事業者が負担をすることとなっています。 <p>エントリーメニューについては、接続委員会において、ほとんどの事業者が積極的に利用する意向が</p>	<p>促進を図ることについて審議会で議論され、その答申に基づき、エントリーメニューや光配線区画の見直しに係るトライアル等、他事業者が参入しやすいメニューを用意しているところです。</p> <p>以上のことから、当該市場へ参入するか否かはもはや各事業者の意欲の問題であり、これ以上の追加的な措置は不要であると考えます。</p> <p>(NTT東西)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DSL事業者協議会殿及びソフトバンク殿の意見にある通り、エントリーメニューについては、多様な事業者の参入の弾力化が目的とされていることを踏まえ、政策としての導入効果をオープンな形で評価・検証していただくことが望ましいと考えます。 <p>(イー・アクセス)(再掲)</p>	<p>可に当たり、光配線区画の見直しが完了するまでの間、半年ごとに総務省に報告を行うことが条件として付されている。総務省においては、引き続き、見直しの状況を注視するとともに、当審議会において適宜の時期に報告することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エントリーメニューについては、考え方3のとおり。
--	---	---

なく利用可能性が著しく低いと想定されるメニューであること、また多額のシステム改修を行っていることからも、総務省殿においては、競争評価で当該メニューの利用実数や費用対効果等といった導入効果の検証・評価を行うべきと考えます。また、配線区画の拡大についての進捗についても、継続的に検証を行い、どの程度 FTTH 市場の活性化に寄与したかを具体的に検証すべきと考えます。

加えて、NTT 東西殿においては、加入光ファイバに係る接続料申請の際に当該メニューの利用実数や配線区画の拡大についての進捗についても併せて開示をすることで他事業者の検証が効果的に行えるようにして頂きたいと考えます。

※1 加入光ファイバ接続料算定について

- ・平成 24 年 3 月 29 日付け情郵審答申において、「配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当」と整理
- ・平成 24 年 9 月 4 日 加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニューの設定が認可

※2 システム改修について

- ・平成 24 年 3 月 29 日付け情郵審答申「多様な事業者の FTTH サービス市場への参入の弾力化が目的の一つであることに鑑み、NTT 東西においては、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めること」
- ・平成 24 年度 加入光ファイバ接続料に係る接続料款変更認可申請(補正)の認可において、「必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めること」が条件として付与
(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

4. 光配線区画に係る意見

意 見	再 意 見	考 え 方 (案)
<p>意見5 公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、速やかな光配線区画に係る適切な運用の実施・改善及び1光配線区画あたりの世帯数の適正化が必要。また、適正化を図った具体的なエリア・光配線区画等、適正化の結果について情報開示をすることが必要。</p> <p>○ NTT東・西のシェアドアクセスを利用する形態においては、1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数向上が、接続事業者の採算性向上に大きく寄与し、ひいては、光ファイバの公正競争を促進させます。</p> <p>光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化が重要な要素であり、平成24年度の加入光ファイバに係る接続料認可の際に、既存の光配線区画とは別に接続事業者向けに新たな光配線区画を設定すること、及び、戸数が過小な光配線区画等既存の光配線区画を適宜見直す方向性が示されたところです。</p> <p>しかしながら、現時点において、弊社で確認したシェアドアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、NTT東日本で約31世帯、NTT西日本で約24世帯程度(詳細は【別添1】※参照。委員限り)であり、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっています。また、光配線区画に係る適切な運用の実施が収容数向上の大前提になりますが、NTT西日本においては、1光配線区画への複数局外スプリッタの設置や、事後的に光配線区画が分割・縮小されるような事例が数多く発生し、光ファイバの公正競争が阻害される状況となっています。</p> <p>公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>
	<p>○ KDDI 株式会社殿の意見に賛同します。</p> <p>複数局外スプリッタの設置や事後的に光配線区画を分割・縮小することは、事業者の事業計画に直接的な影響があることから、そのような運用は極力回避すべきと考えます。加えて、複数局外スプリッタの設置は、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、NTT 東西殿という。)の資産の有効活用の観点からも実施すべきでなく、既設済み設備を流用可能とする工法の導入を検討すべきと考えます。</p> <p>仮に、配線区画の分割・縮小が避けられない場合には、単に分割を実施するだけではなく、分割される各々の区画についてその周辺の区画との統合を行う等、1 配線区画あたりの世帯数を維持する対策が必要と考えます。</p> <p>また NTT 東西殿は配線区画の設計ポリシーを開示し、その設計ポリシーが FTTH サービスの提供において最適であるか検証を行い、事業者の意見も踏まえ、サービス競争を促進することが可能となる世帯数を確保することを希望します。</p> <p>なお、NTT 東西殿においては、計画中の配線区画の拡大においても、2012 年 5 月 10 日実施事業者説明会質疑応答の際にご発言のあった 1 配線区画あたりの世帯数 80~100(NTT 東西殿が主張する1配線区画あたりの世帯数の倍)が確</p>	<p>○ 光配線区画の見直しについては、NTT東西において、他事業者向け配線区画のトライアルを実施するとともに、既存の配線区画について適宜必要な見直しを行う考えが示されているところである。また、平成 24 年 3 月 29 日付け当審議会答申を踏まえ、平成 24 年度の加入光ファイバ接続料の認可に当たり、NTT東西に対し、光配線区画の早期の見直しを行うとともに、透明性と予見性を確保する観点から、見直しの状況について、見直しが完了するまでの間、半年ごとに総務省に報告を行うことが条件として付されている。</p> <p>○ 適正化を図った具体的なエリア・光配線区画等、適正化の結果についても情報開示することが必要との意見については、情報開示告示に基づき、収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報が開示されるとともに、個別の光配線区画の状況について情報開示手続により把握することが可能となっている。NTT東西は、接続事業者からの請求に応じ、適切に開示することが必要である。</p> <p>○ 1光配線区画への複数局外スプリッタの設置については考え方7、事後的な光配線区画の分割・縮小については考え方6のとおり。</p>

<p>向上させるためには、以下のとおり、速やかに光配線区画に係る適切な運用の実施・改善及び1光配線区画あたりの世帯数の適正化が必要であり、あわせて、透明性を確保する観点から、適正化を図った具体的なエリア・光配線区画等、適正化の結果についても情報開示することが必要と考えます。</p> <p>※ 本資料においては 25 ページ。 (KDDI)</p>	<p>保できるよう努力して頂きたいと考えます。</p> <p>総務省殿におかれましては、配線区画の拡大により、局外スプリッタの収容率が向上した場合でも、システム改修費負担や光信号分岐端末回線や光屋内配線の転用率の低下等により、実態として採算性が向上しないことがないよう FTTH サービス提供に係るトータル費用の低廉化に向けた対処を行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p><u>意見6 接続事業者の予見性を確保するため、NTT 西日本においては、既存の光配線区画について速やかに適正化を図るとともに、事後的に光配線区画を分割等修正するような運用を改めるべき。</u></p>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ NTT西日本によると、「光配線区画の設定は、光エリア展開時に机上で大まかな光配線区画を設定し、実際の光回線の申込みがあってから線路等の地形条件を加味した詳細設計を行い、事後的に光配線区画を分割等修正していくことが適切な運用である」とのことですが、事後的に光配線区画が分割・縮小されてしまうと、接続事業者が当初想定した1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数の確保が困難となります。このことによって、既に接続事業者の事業運営に多大な影響を及ぼしており、公正競争上、到底納得できる運用方法になっていないと言わざるを得ません。</p> <p>接続事業者の予見性を確保するためには、事後的に光配線区画を分割等修正するのではなく、事前に同一の局外スプリッタに収容可能な範囲として適切に光配線区画を設定することが必要であり、NTT 西日本においては、既存の光配線区画について速やかに適正化を図るとともに、事後的に光配線区画を分割等修正するような運用を改めるべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 当社の光配線区画は、設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる道路横断の可否など、各地域の事情等を勘案した上設定しています。</p> <p>また、こうした設備運営全体の効率性の観点から、既に設定した光配線区画においても、宅地造成等により局所的に需要が集中することや大規模マンションが建設されること等が稀にあり、その場合には、光配線区画を分割する等の再設定を行うことがあります。</p> <p>例えば、既に設定された光配線区画において、スプリッタから離れた場所に大規模な新興住宅地が建設された場合に光配線区画を分割しないで運用しようとした場合、主端末回線の収容効率は向上するものの、当該スプリッタから区間が長いドップケーブル(分岐端末回線)を多数敷設しなければならなくなることで、分岐端末回線に係るコストが上昇したり、開通工事に長時間を要することとなる等の影響が発生します。</p> <p>このため、当社としては、前述のとおり、既に設</p>	<p>○ 光配線区画の見直しについては、考え方5のとおり。</p> <p>○ 光配線区画において、事後的に宅地造成や大規模マンション建設等が発生した場合に、光配線区画の事後的な分割を行うことについては一定の合理性が認められる。</p> <p>○ 他方、光配線区画の分割は、接続事業者の事業運営に影響を及ぼす可能性があるため、NTT 西日本とKDDIとの間で事案の検証を行うとともに、NTT 東西においては、光配線区画の分割に関する予見性の向上に努めることが適当である。</p>

	<p>定された光配線区画においても、設備運営全体の効率性を踏まえ、光配線区画を分割する等の再設定をしているところであります、KDDIが主張されるような事後的な光配線区画の変更を一切認めないとする運用は、設備運営上、かえって非効率化を招く場合があることから、当社としては適切ではないと考えます。</p> <p>いずれにせよ、当社としては、引き続き、より効率的な設備運営に向けた取り組みを行っていく考えであり、こうした観点から、既存の光配線区画についても適宜見直しを行う考えです。</p> <p>(NTT東西)</p>	
意見7 新配線方式の導入により以降の需要を既存の局外スプリッタに収容しない等、1光配線区画に複数の局外スプリッタが設置されている状況となっている。1光配線区画に1局外スプリッタ設置の運用を徹底することが必要。	再意見7	考え方7
<p>○ さらに、1光配線区画における局外スプリッタの設置については、光信号分岐端末回線が全て埋まってから新しい局外スプリッタを設置することが前提ですが、NTT西日本においては、既設の局外スプリッタの確認漏れ等による人為的なミスを始め、光信号分岐端末回線の長延化回避のためだけに局外スプリッタを新たに設置するといった、光信号分岐端末回線の敷設の考え方や光配線区画の設定方法そのものに疑義が生じる運用や、既存の光配線区画において、光ケーブル増設時に新配線方式という新たな光ケーブル配線方法を導入し、以降の需要は全て新配線方式で新設した局外スプリッタに収容し、既存の光配線区画に設置された局外スプリッタには一切収容しないといった、接続事業者の光信号分岐端末回線の収容数向上を阻害し接続料負担を増大させる運用等(詳細は【別添2】※参照。委員限り)により、1光配線区画に複数の局外スプリッタを設置している状況となっています。</p>	<p>○ 当社としては、光配線区画について、適切な運用をしていると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ KDDIから指摘されている「1光配線区画への複数局外スプリッタの設置」については、昨年11月にKDDIから指摘を受け、KDDIが利用しているスプリッタ全てを調査した結果、全スプリッタのうち、複数設置されたものが1.7%存在することを把握し、今年1月31日に要因別に分類してKDDIにご回答致しました。その上で、KDDIと2月に入って複数回協議を実施し、その詳細状況や対応策等についてご説明させていただいているところです。</p> <p>複数スプリッタが設置された主な要因としては、①既設スプリッタからの分岐端末回線の区間が長く、開通工事の円滑化等のために別の位置にスプリッタを追加設置したもの、②ケーブル</p>	<p>○ 1光配線区画への複数局外スプリッタの設置への対応策については、NTT西日本とKDDIとの間で適切な対処について協議を行うことが適当である。</p> <p>特に、新配線方式でケーブル増設を行った場合に旧配線方式のケーブルに既に設置されたスプリッタを完全には活用できないという課題については、効率的な設備利用に向けた改善策について協議が行われることが適当である。</p>

このような運用の問題は、自社のフレッツ光展開時にも当然にして発生していたことであり、その問題を解決しないまま放置し、適切な設備管理等を怠ってきた結果、後発の接続事業者に対しても、こうした光信号分岐端末回線が埋まる前に複数の局外スプリッタを設置する運用を当たり前のように実施し、現に接続事業者が本来不要な光信号主端末回線接続料等の負担を強いられ、公正競争に支障を生じさせています。速やかにこのような運用を是正し、接続事業者が不利益を被らないように、1光配線区画に1局外スプリッタ設置の運用を徹底することが必要です。

あわせて、NTT東日本においても、同様の事例がないかどうか確認し、光配線区画に係る適切な運用の実施・改善を図っていくことが肝要です。

※ 本資料においては 26 ページ。

(KDDI)

増設時に、コスト効率のよい新配線方式を採用したため、既存スプリッタとは別の位置に新たなスプリッタを設置することとなったもの、③確認漏れ等、という三点があります。

このうち、①のケースについて、個別の回線申し込みに応じて引き込みルート等を選定した結果、想定以上に分岐端末回線が長くなることが稀にあり、開通工事が長時間化するといった問題や保守・運用上の問題上、当初設定したスプリッタから引き込みを行うことができず、その結果、円滑に工事が可能な場所に別のスプリッタを設置する対処を講じたものです。

また、②のケースは、旧配線方式で敷設したケーブルに空きがなく、さらなる需要に対して新配線方式でケーブル増設を行うといったケースで発生する個別事象ですが、新配線方式でケーブル敷設を行うことで、旧配線方式より開通コストを抑制できることに加え、光配線区画をより広く構築することが可能であるため、当社としては、設備全体でのコストの低廉化に資するものと判断し、採用しているものであり、結果、加入光ファイバ接続料の低廉化にも寄与するものと考えています。

ただし、旧配線方式のケーブルに既に設置されたスプリッタを完全には活用できないという課題については、当社としても、引き続き対応を検討していく考えです。

上述のように、①②のケースについては、円滑な開通工事や設備全体でのコストの低廉化といった設備運営全体の効率化の観点から、当社が必要と判断して1光配線区画に複数のスプリッタを設置したものではありますが、③のケースについては、当社としても再発防止に努めるとともに、KDDIへお詫びをし、問題の解決に向けた対応についてご相談させていただいているところ

	<p>です。</p> <p>当社としては、本事象について、KDDIの理解が得られるよう丁寧に説明させていただきつつ、引き続き、真摯に対応させていただきます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
意見8 芯線枯渇が発生し、開通が長期化したり、当該エリアでの営業活動を長期間制限せざるを得ない事態が生じているため、速やかに是正すべき。	再意見8	考え方8
<p>○ このような事後的な光配線区画の分割や1光配線区画への複数局外スプリッタの設置は、過剰な光信号主端末回線の利用を生じさせ、芯線枯渇を誘発します。現に芯線枯渇が発生し、開通が長期化したり、当該エリアでの営業活動を長期間制限(1年半以上芯線枯渇の解消に時間を要するケース有。詳細は【別添3】※参照。委員限り)せざるを得ない事態が生じているため、光ファイバにおける公正な競争環境が確保されている状況にあるとは到底言えません。公正な競争環境の確保の観点からも、このような運用の速やかな是正が必要だと考えます。</p> <p>※ 本資料においては27ページ。 (KDDI)</p>	<p>○ KDDIからご指摘のある「開通が長期化したり、当該エリアでの営業活動を長期間制限せざるを得ない事態」については、KDDIが短期間で集中的にエリア展開をされた結果、一部エリアで地下区間を含めた大規模工事が必要となり、光ファイバの増設に期間を要する状況が発生したものと想定しています。</p> <p>当該事態に対しては、KDDIと真摯に協議を行い、ご理解・ご協力も得ながら、当社としても情報の早期提供や体制の拡充等、事態の改善に向けて努力を重ねてきており、改善が進んでいるものと認識しています。</p> <p>当社としては、引き続き事態の改善に向けて努力をしていく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>○ 事後的な光配線区画の分割については考え方6、1光配線区画への複数局外スプリッタの設置については考え方7のとおり。</p> <p>○ なお、芯線枯渇への対応については、NTT西日本において、芯線枯渇が発生した場合の具体的な対応について、KDDIと引き続き協議を行うとともに、芯線枯渇が発生しないよう努めることが適当である。</p>
意見9 光配線区画の適正化に当たっては、1光配線区画あたりの世帯数を適切に確保していくことが必要。シェアドアクセスが提供できる世帯数を対象として、最低限、平均50世帯、40世帯の世帯数が確保されるべき。	再意見9	考え方9
<p>○ NTT東・西によると、1光配線区画あたりの平均世帯数については、ピーク時の加入電話施設数等を分子、直近の光配線区画数を分母として算出していることですが、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会接続委員会(平成24年1月16日資料)におけるNTT東・西から回答のとおり、本世帯数には、本来、シェアドアクセスの対象になり得な</p>	<p>○ 当社は、大規模マンションの場合は、単独で1の光配線区画とし、小・中規模マンションの場合は、戸建てとマンションを合わせて1の光配線区画とする方針で光配線区画を設定しており、マンションにおいて、シェアドアクセス方式を用いたサービスを提供しています。</p> <p>KDDIも、マンションに対して、シェアドアクセス</p>	<p>○ 光配線区画の見直しについては、考え方5のとおり。</p>

<p>い中規模マンション(例:6階建て)や、1つの配線区画を占める大規模マンションの世帯数が含まれるなど、実態に即した平均世帯数とはなっていません。</p> <p>先述のとおり、弊社で確認したシェアドアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、NTT東日本で約31世帯、NTT西日本で約24世帯程度であり、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっています。このような中、さらに光配線区画の分割等が行われると、接続事業者は益々、光信号分岐端末回線の収容数向上が困難となり、光ファイバの公正競争が後退し、国民利便を損ねることになります。</p> <p>そのため、上述の光配線区画の適正化にあたっては、大まかに設定された光配線区画を単純に分割等修正するのではなく、隣接する光配線区画と統合する等1光配線区画あたりの世帯数を適切に確保していくことが必要です。確保されるべき適切な世帯数についても、シェアドアクセスの対象になり得ない中規模マンションや、1つの光配線区画を占める大規模マンション等の世帯数を除いた、本来、シェアドアクセスが提供できる世帯数を対象として、最低限、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯の世帯数が当然確保されるべきだと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>方式を用いて各世帯にサービスを提供することは可能である場合もあることから、「シェアドアクセスの対象となり得ない」とまでは言えないと考えます。</p> <p>また、当社では、光配線区画とマンション等建物に関する情報を括りつけたデータベースを管理していないことから、マンションを切り出して光配線区画を設定することはできません。</p> <p>当社としては、光配線区画の拡大にあたっては、既存の光配線区画とは別に、接続事業者向けに新たに光配線区画を設定する考えであり、本格提供に向けたトライアルを進めていく考えです。</p> <p>また、既存の光配線区画についても、より効率的な設備運営を行う観点から、適宜見直しを行う考えです。</p> <p>(NTT東西)</p>	
---	---	--

5. その他

意 見	再 意 見	考 え 方 (案)
意見10 光信号分岐端末回線や光屋内配線に係る加算額、工事費といった光ファイバに係る各種接続料の更なる低廉化が必要。	再意見10	考え方10
○ 平成25年度光ファイバ接続料は、NTT東・西共に前年度及び当初申請値に比べ低減していますが、競争促進によるユーザー利便の更なる向上やメタ	○ 光信号分岐端末回線、光屋内配線に係る加算額や工事費は、当社のコスト削減により対前年で値下げとなっており、現に低廉化が進んでい	○ 光信号分岐端末回線及び光屋内配線の加算額や工事費については、NTT東西において、引き続きコスト削減に努めることが適当である。

ル回線から光ファイバへの円滑なマイグレーションのためには、光信号主端末回線だけでなく、光信号分岐端末回線や光屋内配線に係る加算額や工事費といった光ファイバに係る各種接続料の更なる低廉化が必要です。

(KDDI)

ます。

当社としては、今後ともコスト削減に努めていく考えです。

	H23適用	H24適用	H25適用	増減		増減率	
				H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25
光信号分岐端末回線 ^{※1}	310	274	261	▲36	▲13	▲11.6%	▲4.7%
光屋内配線 ^{※2}	193	188	183	▲5	▲5	▲2.6%	▲2.7%
光屋内配線工事費 ^{※3}	18,665	18,395	17,958	▲270	▲437	▲1.4%	▲2.4%

※1 当社の光屋内配線を利用するもの ※2 保守の区別がタイプ1-2のもの ※3 光屋内配線を新たに設置する場合(平日昼間)

(NTT東日本)

○ 光信号分岐端末回線、光屋内配線に係る加算額や工事費は、当社のコスト削減により対前年で値下げとなっており、現に低廉化が進んでいます。

当社としては、今後ともコスト削減に努めていく考えです。

	H23適用	H24適用	H25適用	増減		増減率	
				H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25
光信号分岐端末回線 ^{※1}	354	317	291	▲37	▲26	▲10.5%	▲8.2%
光屋内配線 ^{※2}	193	184	179	▲9	▲5	▲4.7%	▲2.7%
光屋内配線工事費 ^{※3}	18,612	18,208	17,785	▲404	▲423	▲2.2%	▲2.3%

※1 当社の光屋内配線を利用するもの ※2 保守の区別がタイプ1-2のもの ※3 光屋内配線を新たに設置する場合(平日昼間)

(NTT西日本)

意見11 メタルと光の配賦の見直し等について、今後も需要増が見込まれる光ファイバ側に過度かつ急激にコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではない。

○ 現在、総務省で開催されている「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、メタル回線のコストの適正性を検証する観点から施設保全費におけるメタルと光の配賦の見直し等について検討されています。しかしながら、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申において、「移行期における費用配賦のバランスの在り方等にも

再意見11

考え方11

○ 「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において議論されている、施設保全費等のメタルと光ファイバのコスト配賦基準見直しは、メタルと光ファイバ双方の接続料算定の適正性確保、精緻化に資するものと理解しております。

そのため、光ファイバへの移行促進を理由に接続料算定の適正性確保、精緻化を妨げられること

○ 費用の配賦基準については、平成24年3月29日付け当審議会答申において、「総務省において、移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について、平成23年12月20日付け情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」を踏まえ、具体的な検討を行うこと」が要請されたことを踏まえ、検討が

<p>留意すべき」とまとめられたとおり、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している状況において、今後も需要増が見込まれる光ファイバ側にコストを配賦することは、マイグレーションに逆行する措置であり、光ファイバ接続料の低廉化にも大きな影響を与えるかもしれません。これまでの競争を後退させないことに留意しながら、ブロードバンド普及促進の観点から、メタルから光ファイバへのマイグレーション状況を見据え、バランスよく競争を促進させていく必要があると考えます。そのため、光ファイバ側へ過度かつ急激にコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではありません。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>のないよう、同検討会での議論を尊重して配賦基準の見直しを進めるべきと考えます。 (ケイ・オプティコム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 費用の配賦基準は、設備の利用実態等に基づき決定されるものであり、接続料は配賦された費用に基づき算定される結果にすぎません。 <p>費用の配賦基準見直しについては、現在、開催されている「メタル回線コストの在り方に関する検討会」において検討されているところですが、そこでの結論を踏まえ、当社としては適切に対応する考えです。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>行われているところである。総務省においては、引き続き検討を行い、成案を得ることが適当である。</p>
<p>意見12 平成26年度以降の接続料算定について、引き続き将来原価方式を採用すべき。また、特例として認められている乖離額調整制度については見直しが行われるべき。</p>	<p>再意見12</p>	<p>考え方12</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度以降の接続料算定に関する検討にあたっては、NTT東西殿のコスト削減インセンティブが機能し、更なる接続料低廉化を実現するため、引き続き将来原価方式を採用すべきと考えます。 (イー・アクセス) ○ 乖離額調整制度については、総務省殿による乖離額調整に係る検証において、「おむね需要予測に沿った形で実際の需要が伸びている」と評価されていることもあり、特例としての乖離額調整制度の適用については、見直すべき時期にきていると考えます。 <p>ヒストリカル接続料における調整額に関しても既に接続事業者から指摘されているとおり、接続料の不安定要因となることや結果的にコスト回収が可能となることによるNTT東西殿のコスト削減インセンティブが機能しないこと、接続事業者との公正競争の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 光ファイバ接続料の算定にあたっては、実際の設備に係るコストを適正に反映することが重要であるため、実績原価方式を採用すべきと考えます。 <p>乖離額調整制度は、将来原価方式で算定した接続料が実績と乖離した場合に補償するものであって、NTT東西殿だけでなく接続事業者にとっても有益な制度であることから、将来原価方式を採用するのであれば、必要不可欠と考えます。 (ケイ・オプティコム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度以降の適用接続料については、算定方法を含め、今後検討していく考えですが、仮に現行接続料と同様、将来原価方式にて算定をする場合は、乖離額調整の仕組みが不可欠であると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバに係る平成26年度以降の接続料の算定方式及び予見性確保の方策については、平成26年度接続料の認可申請を受けて検討を行うことが適当である。 ○ なお、将来原価方式による算定を行う場合の乖離額調整制度の扱いについては、接続料規則第12条の2において、将来原価方式については調整額を加算しない旨が規定されていることを踏まえ、検討することが適当である。

観点から、平成26年度以降の接続料算定として将来原価方式を継続する際には本来の原則に則り乖離額調整制度は廃止すべきと考えます。

(イー・アクセス)

- 加入光ファイバ接続料については、平成26年度以降の算定方式について検討が開始されるものと理解しています。

今後も相当の需要が増加傾向にあることから将来原価方式を引き続き採用すべきと考えますが、現行の算定方式における、施設保全費・共通費・管理費・試験研究費に効率化への取り組み内容について透明性を高めて頂きたいと考えます。

具体的には、NTT東西殿が当該接続料算定期間における経営効率化計画を策定し、情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会（以下、接続委員会という。）でその内容について精査を行うことを要望します。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- また、将来原価方式を採用するには、現在特例的に乖離額調整制度が認められているところですが、以下の観点を考慮し乖離額調整制度を認めるべきではないと考えます。

- ・ 将来原価方式は、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきもの

- ・ 将来原価方式において乖離額調整制度を認めるることは、NTT東西殿が実施することになっていた効率化の効果を結果として無効化してしまうこと

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

具体的には、将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化することから、構造上、予測との乖離が不可避であること、また、接続料は設備を利用する事業者が当年度の原価を充分に負担することが基本原則であることから、将来原価方式においても、実績原価方式の場合と同様、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要です。

なお、当社はこれまでコスト削減を図っており、現に、平成23年度は需要が予測とほぼ同水準であったのに対し、コストは予測と比べて▲69億円(▲5.1%)減少し、その結果、接続料の更なる低廉化を実現しています。

		H23適用	H24適用	H25適用	増減		増減率	
					H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25
光信号端末回線	当初申請	4,194	3,568	3,380	▲626	▲188	▲14.9%	▲5.3%
	補正申請	-	3,403	3,203	▲791	▲200	▲18.9%	▲5.9%
光信号主端末回線	当初申請	3,756	3,155	2,982	▲601	▲173	▲16.0%	▲5.5%
	補正申請	-	3,013	2,835	▲743	▲178	▲19.8%	▲5.9%

(NTT東日本)

- 平成26年度以降の適用接続料については、算定方法を含め、今後検討していく考えですが、仮に現行接続料と同様、将来原価方式にて算定をする場合は、乖離額調整の仕組みが不可欠であると考えます。

具体的には、将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化することから、構造上、予測との乖離が不可避であること、また、接続料は設備を利用する

- なお、光ファイバ接続料は、7割超のシェアを占めるNTT東・西の利用動向によって接続料水準が左右される構造となっているため、乖離額調整制度を適用することは、競争事業者にとっては事業の予見性を著しく欠く状態を招いており、実質的に実績原価方式を採用することと同等になっています。本来、将来原価方式には乖離額調整が認められていないことから、平成26年度以降の光ファイバ接続料については、乖離額調整の適用の是非について、認可申請前に十分検討すべきと考えます。

また、現行のように特例で乖離額調整を適用する場合、接続事業者による事業の予見性を高めるため、コストの予測値に対する実績については補正申請まで一切公表しないというのではなく、一定期間毎に公表し、接続事業者側において予見性を確保できるようにすべきです。

(KDDI)

事業者が当年度の原価を充分に負担することが基本原則であることから、将来原価方式においても、実績原価方式の場合と同様、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要です。

なお、当社はこれまでコスト削減を図っており、現に、平成23年度は需要が予測とほぼ同水準であったのに対し、コストは予測と比べて▲35億円(▲2.7%)減少し、その結果、接続料の更なる低廉化を実現しています。

		H23適用	H24適用	H25適用	増減		増減率
					H23→H24	H24→H25	
光信号端末回線	当初申請	4,784	4,578	3,426	▲206	▲1,152	▲4.3% ▲25.2%
	補正申請	-	4,357	3,220	▲427	▲1,137	▲8.9% ▲26.1%
光信号主端末回線	当初申請	4,298	3,995	3,010	▲303	▲985	▲7.0% ▲24.7%
	補正申請	-	3,846	2,882	▲452	▲964	▲10.5% ▲25.1%

(NTT西日本)

- KDDI株式会社殿及びソフトバンクBB株式会社殿、ソフトバンクテレコム株式会社殿、ソフトバンクモバイル株式会社殿(以下、「ソフトバンク殿」という)の意見にある通り、例外的に認められている乖離額調整制度については、本来の将来原価方式とは異なり実質的に実績原価方式と同等であることや事業者の予見性を欠くこと等の根本的な課題が存在することから、平成26年度以降の光ファイバ接続料の算定方式の検討において廃止すべきと考えます。

(イー・アクセス)

- 将来原価方式は、本来、乖離額調整制度は認められていません。平成23年度から平成25年度における光ファイバ接続料の算定においては、特例的に認められましたが、平成26年度以降の接続料算定時においては、今後も光ファイバの需要

	<p>は伸びていくことを踏まえ、乖離額調整制度は適用しない本来の将来原価方式で算定すべきと考えます。 (KDDI)</p>	
意見13 総務省が実施するスタックテストについて、総務省が検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方を公開し、その基準が適当かどうかを検証できるようにすべき。	再意見13	考え方13
<p>○ シェアドアクセス方式を利用したサービスについては、1芯あたりの利用芯線数により、その検証結果が異なるケースが想定されます。よって、総務省殿が実施するスタックテストについては、総務省殿が検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方(妥当とする分岐あたりのユーザ数、対象とする設備範囲(例:OSU～ONU等)を公開し、その基準が適当かどうかを検証できるようにすべきです。</p> <p>(DSL事業者協議会)</p>	<p>○ スタックテストに必要な情報は、当社より総務省に提出しているところであり、総務省において適正な検証がなされているものと考えますが、当社から提出している情報は当社の経営上または営業上の秘密そのものであるため、公開する考えはありません。 (NTT東西)</p>	<p>○ 総務省が実施するスタックテストにおいて検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方を公開すべきとの点については、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」においては、スタックテストの透明性を確保するため、検証結果については、当該結果が接続料設定事業者の経営情報に該当する場合があることに配意しつつ、可能な限り公開することとされている。</p> <p>これを踏まえ、検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方については、これを公表することによりNTT東西の設備構成が想起される等、NTT東西に不当な不利益が生じるおそれがあることにも留意しつつ、経営情報に該当しないと認められる情報については公開されているところである。</p> <p>総務省においては、今後、NTT東西の経営情報にも配意しつつ、スタックテストに係る情報の公開範囲について検討を行うことが適当である。</p>
意見14 接続料と利用者料金との関係からは、各種割引サービスを考慮した利用者料金を用いて評価を行うべき。公正競争の観点から実勢利用者料金を把握した上で、その利用者料金についてはスタックテストの結果として公開すべき。	再意見14	考え方14
○ なお、現在のフレッツ光の戸建ての料金は、NTT東日本殿(2年目:実質3,570円)・NTT西日本殿(8年目:3,790.5円)で提供をされています。しかし、事	<p>○ 総務省が実施するスタックテストについては、「接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(平成19年7月)</p>	<p>○ スタックテストについて、割引サービスを考慮した利用者料金を用いるべきとの点については、スタックテストは、接続料の水準が不当なものでは</p>

業者がFTTHサービスを提供するため、NTT東西殿の設備をOSUから屋内配線までを借りた場合は、H25年度の接続料申請値でNTT東西各5,000円程度が必要となります。この費用にその他の必要費用を上乗せすると、NTT東西殿とは到底勝負が出来ない状況となります。

また、NTT東西殿は販売施策として各種キャンペーンを実施しています。例えば、基本料数ヶ月無料や工事代相当額を基本料から値引くというものです。それらには、キャンペーン名を変えることで実質的には定常割引サービスと考えられるものも存在し、利用者からすると、キャンペーンを加味したものが利用者料金(基本料)であるといえます。

よって、接続料と利用者料金との関係からは、各種割引サービスを考慮した利用者料金を用いて評価を行なうべきと考えます。仮にキャンペーンを除外するとした場合は、キャンペーンという本施策からの抜け道を用意することと同じといえます。

総務省殿におかれましては、公正競争の観点から実勢利用者料金を把握したうえで、その利用者料金についてはスタックテストの結果として公開頂きたいと考えます。

(DSL事業者協議会)

において、「接続料の水準が不当でないことを確認するため、接続料と利用者料金の関係についての検証」を行うものであり、「本検証は利用者料金の妥当性を検証することを目的とするものではない」と示されているとおり、スタックテストの検証対象は接続料であると認識しています。

今回のご意見にあるように、各種キャンペーンや割引サービスを考慮した利用者料金を用いて検証することは、以下の理由から適切でないと考えます。

- ・ 基本料数ヶ月無料や工事代相当額を基本料から値引くといった各種キャンペーンは受付期間を限定して実施していることに加え、各種キャンペーンが加味された利用者料金の適用は一時的なものであり、適用期間終了後は通常料金となること
- ・ 各種割引サービスは、違約金等の条件を考慮した上でお客様が選択しているものであり、すべてのお客様に適用されるものではないこと
- ・ 各種キャンペーンや割引サービスは、市場環境を踏まえて多種多様に設定されており、個別のキャンペーン毎に接続料との関係を検証することは、利用者料金の検証に他ならず、柔軟かつ機動的な料金設定を妨げ、お客様利便を損なう恐れがあること

また、事業者が実施するスタックテストにおいては、各種キャンペーン等が反映された実際の利用者料金収入を用いて接続料収入との差分(営業費相当)について検証しており、各種キャンペーン等を加味したとしても、接続料の水準が不当でないことは確認できるものと考えます。

なお、既に当社の光ファイバを利用して低廉な料金でサービスを提供している事業者も存在することから、他事業者が「到底勝負が出来ない状

いことを確認するために行なうものであり、利用者料金の妥当性を検証することを目的とするものではない。

また、接続料を設定する事業者が大括りのサービスごとにスタックテストの実施を求められているところであり、接続料の適正性の検証の観点からは、必ずしも割引サービスを考慮した利用者料金を用いる必要はないと考えられる。

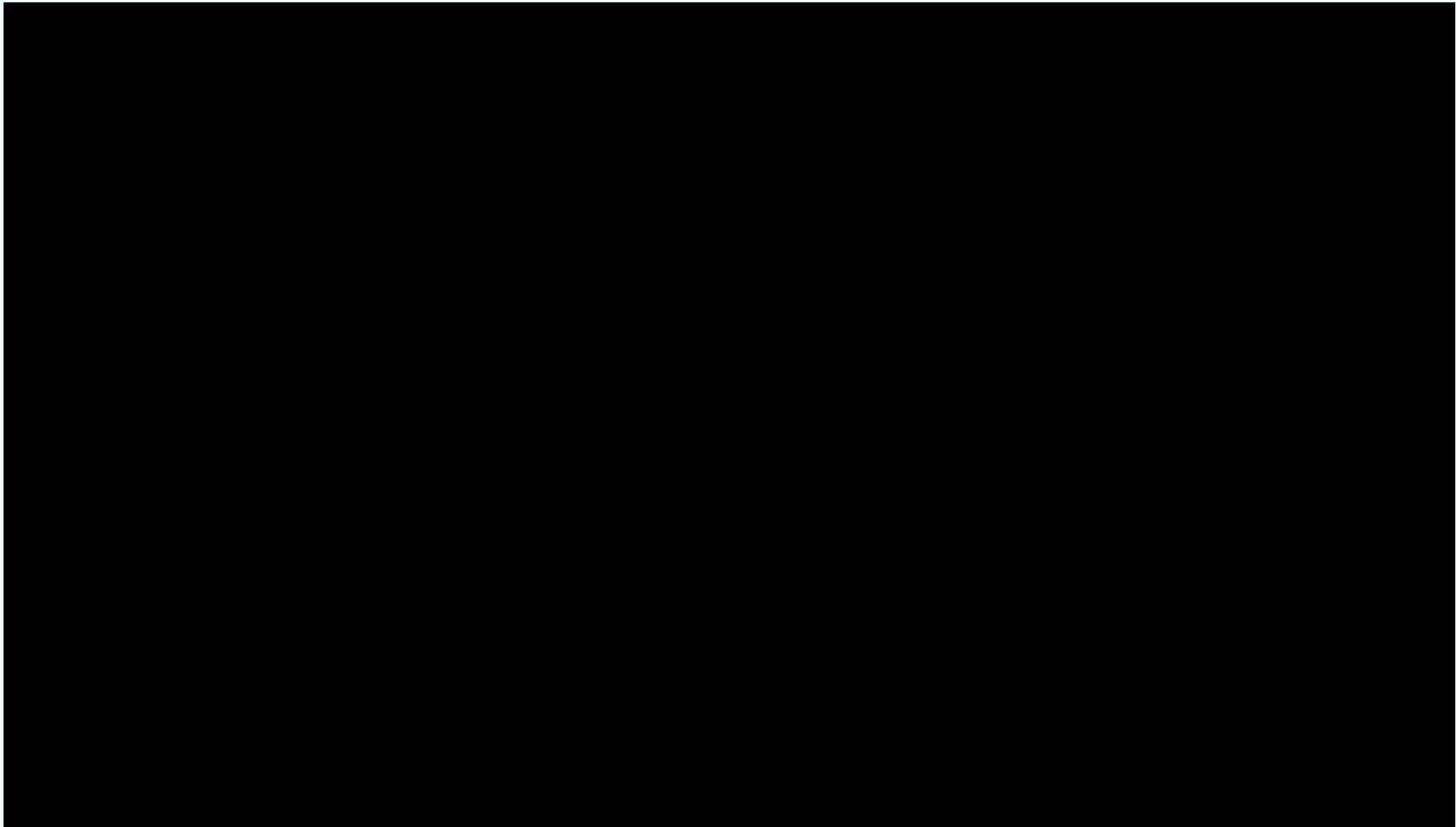
	<p>況」とのご指摘はあたらないと考えます。 (NTT東西)</p> <p>○ 接続事業者が光ファイバサービスを提供していくにあたっては、自社設備(OLT、ONU)に加え、NTT東・西接続料として光信号主端末回線、光信号分岐端末回線、光屋内配線使用料、回線管理運営費、光信号分岐端末回線工事費、光屋内配線工事費といったコストが発生することになりますが、接続事業者においては、ゼロから光信号主端末回線あたりの収容率を地道に向上させていく必要があることを踏まえると、現在、NTT東・西のフレッツ光の提供料金は、キャンペーン料金とはいえ、公正競争を阻害しかねない料金水準であると考えます。</p> <p>さらに、光配線区域あたりの世帯数が過小である点や、光配線区域が事後的に分割される点などの問題が生じており、接続事業者とNTT東・西との間で、公正競争が有効に機能しているとは到底言えません。</p> <p>そのため、公正な競争環境の確保の観点から、適切な運用の実施・改善を図っていくことが必要であり、当該料金についても競争事業者を排除させていないか十分に検証すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
--	--	--

委員限り

別添1：1光配線区画あたりの世帯数

別紙

2013年2月20日 KDDI株式会社



委員限り

別添2：1光配線区画に複数局外スプリッタ設置理由

2013年2月20日 KDDI株式会社

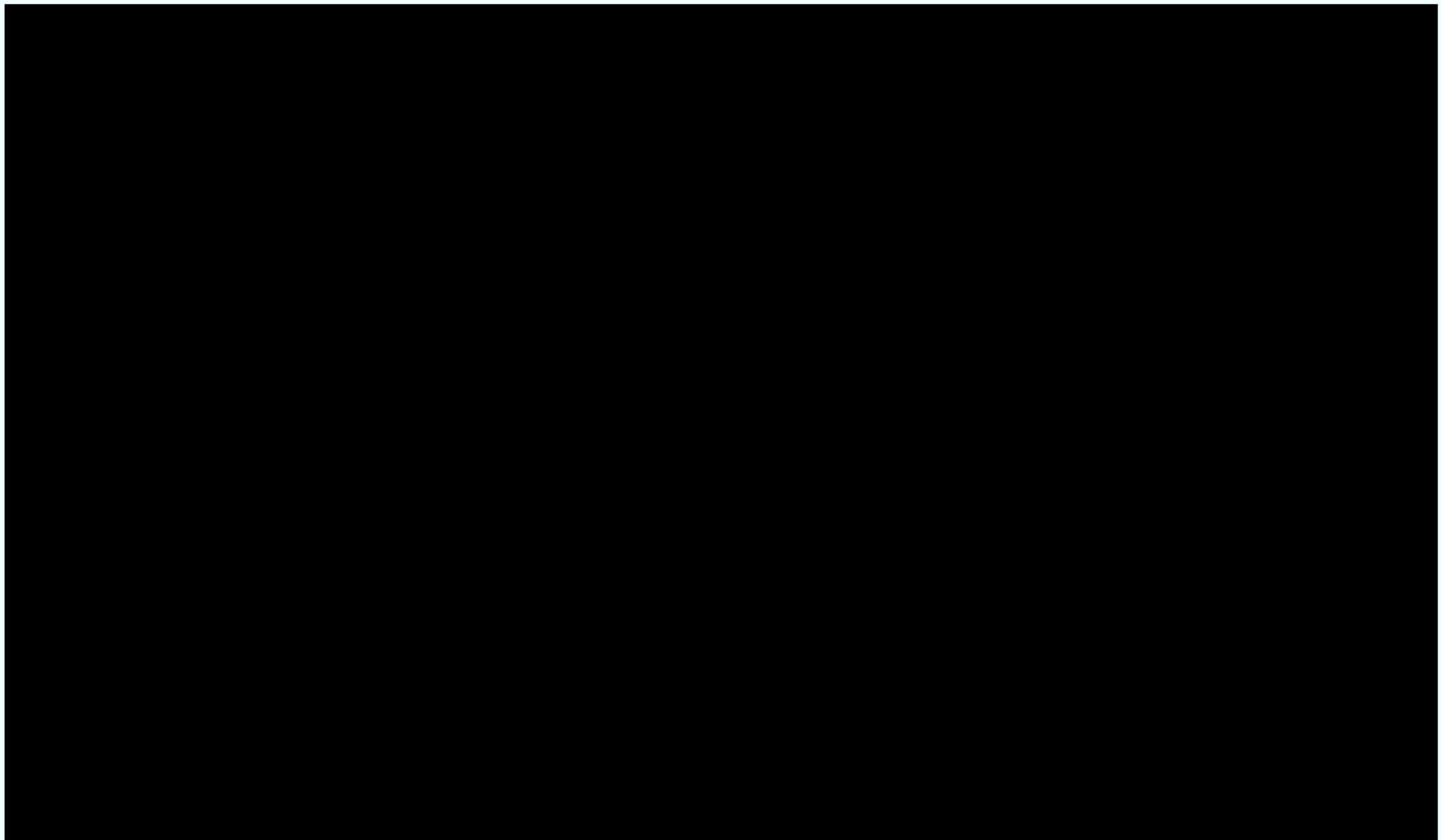


©KDDI CORPORATION. All Rights Reserved.

委員限り

別添3：芯線枯渇の影響

2013年2月20日 KDDI株式会社



平成25年3月29日

総務大臣
新藤義孝殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 高橋温

答申書(案)

平成25年1月29日付け諮問第3053号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適當と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、NTT東西に対し、エントリーメニューの利用状況について、平成25年12月末までに総務省に報告するとともに、その後1年ごとに、光配線区画の見直しが完了するまでの間、総務省に報告することを求めることが適當である(考え方3)。
- 3 1芯単位接続料に乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、NTT東西のコスト削減インセンティブを確保する必要性から、総務省においては、NTT東西に対し、需要の減少に応じたコスト削減の取組について、平成26年度接続料の認可申請時までに総務省に報告することを求めることが適當である。
- 4 本件は、平成23年1月25日付け諮問第3029号をもって諮問され、一部条件を付して認可することが適當と答申した第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更及び平成24年1月23日付け諮問3037号をもって諮問され、一部条件を付して認可することが適當と答申した第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更に関連している。本件はこれら的内容を補正するものであることから、これらに係る認可の際に付した条件のうち、継続的に履行が必要なものについては、引き続きその履行を求めることが適當である。

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成25年1月22日(火)

3. 実施予定期日

認可後、平成25年4月1日(月)から実施。

4. 概要

平成25年度の光信号端末回線伝送機能等の接続料に係る乖離額調整を行うため、接続約款の変更を行うものである。

また、これに併せ、平成24年度適用開始分の接続開始日から1年以上2年未満の場合及び平成25年度適用開始分について、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線に係る接続料を設定するものである。

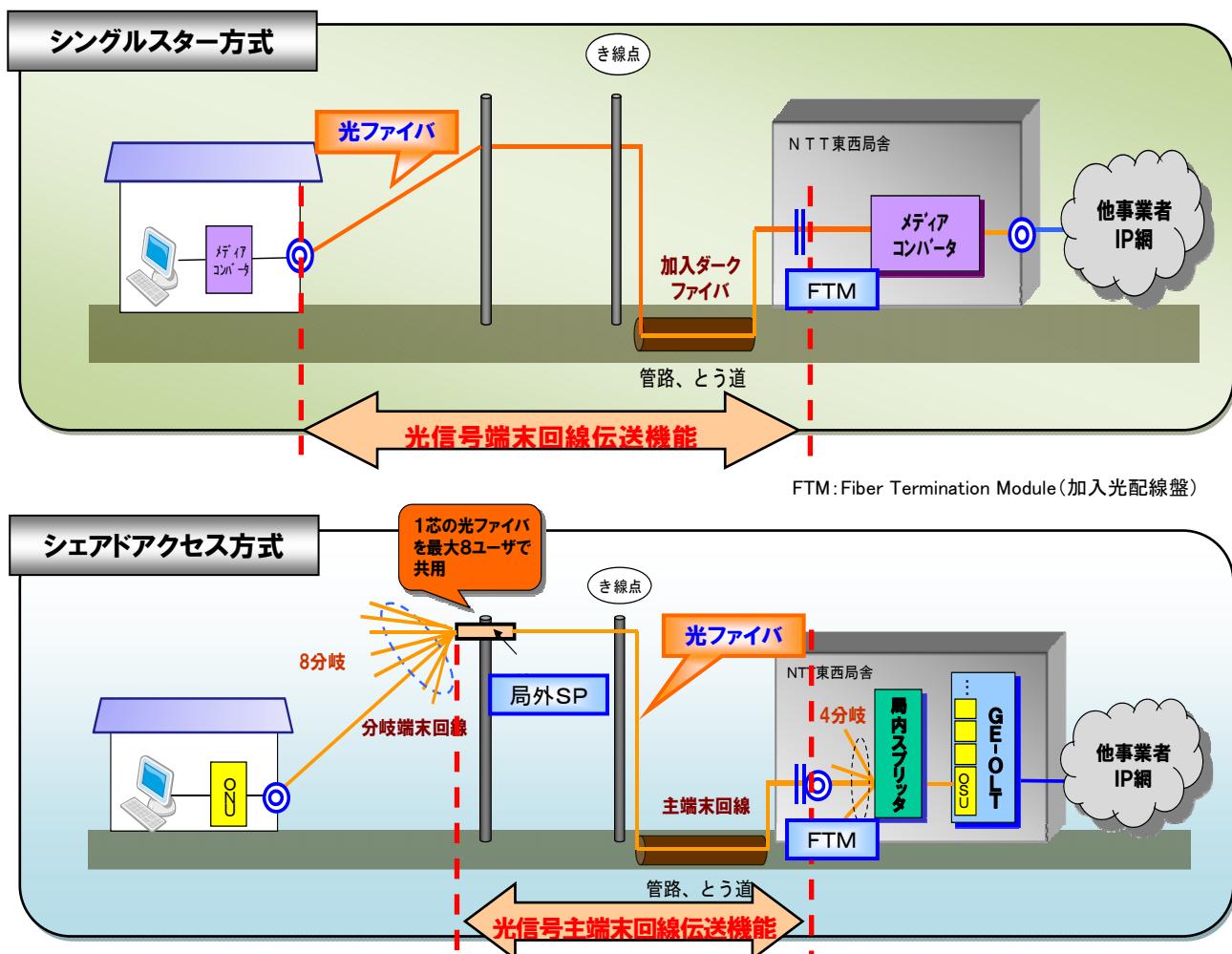
II 主な変更内容

1. 概要

1) 平成23年度以降の加入光ファイバ接続料(現行接続料)の概要

加入光ファイバについては、超高速ブロードバンドの普及促進に向け、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、その接続料算定に当たっては、平成23年度から平成25年度までの3年間について、各年度の需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いている。

なお、加入光ファイバについては、光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)及び光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)の2種類の接続料が設定されている。

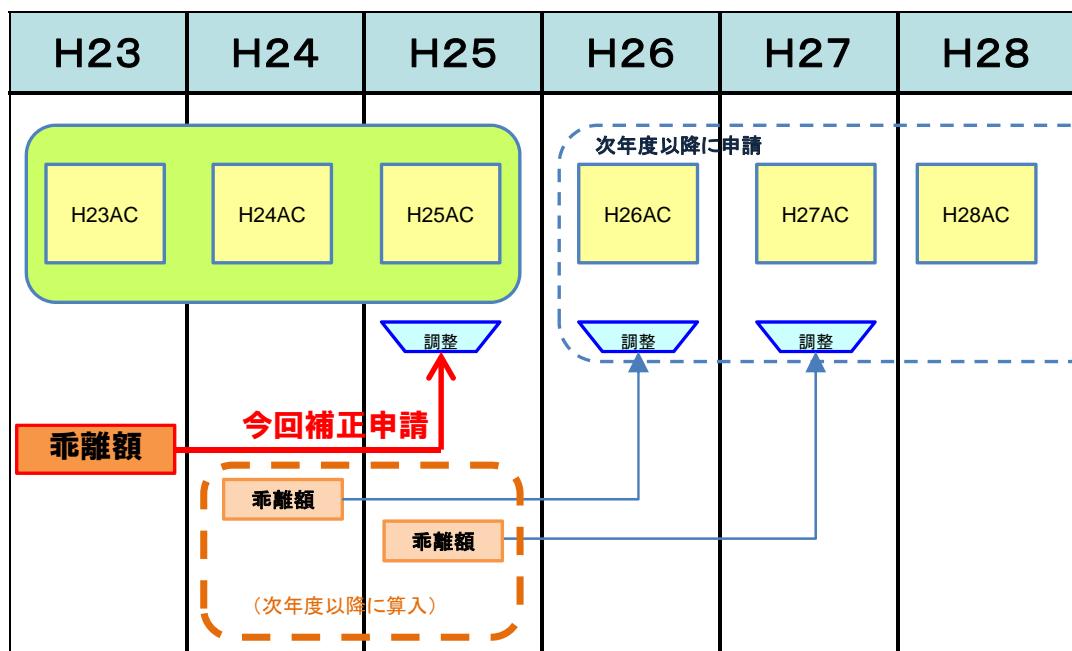


2)乖離額調整

接続料規則第12条の2第1項においては、将来原価方式における調整額は0と規定されており、現行制度上、実績費用と実績収入の差額の接続料原価への算入は原則として認められていない。しかし、現行の平成23年度以降の加入光ファイバ接続料においては、特例的に乖離額調整制度が規定されている。これは、各年度における「実績費用と実績収入の差額」について翌々年度以降の接続料原価に算入することを内容とするものであり、各年度における接続料収支の実績値が判明するたび、速やかに調整を行うものとされている。

本件申請は、平成23年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、当該差額について平成25年度に適用される接続料原価に算入することにより、平成25年度接続料を設定(補正)するものである。

■ 乖離額調整のイメージ



3)乖離額調整に当たっての東日本大震災に起因する災害特別損失の扱い

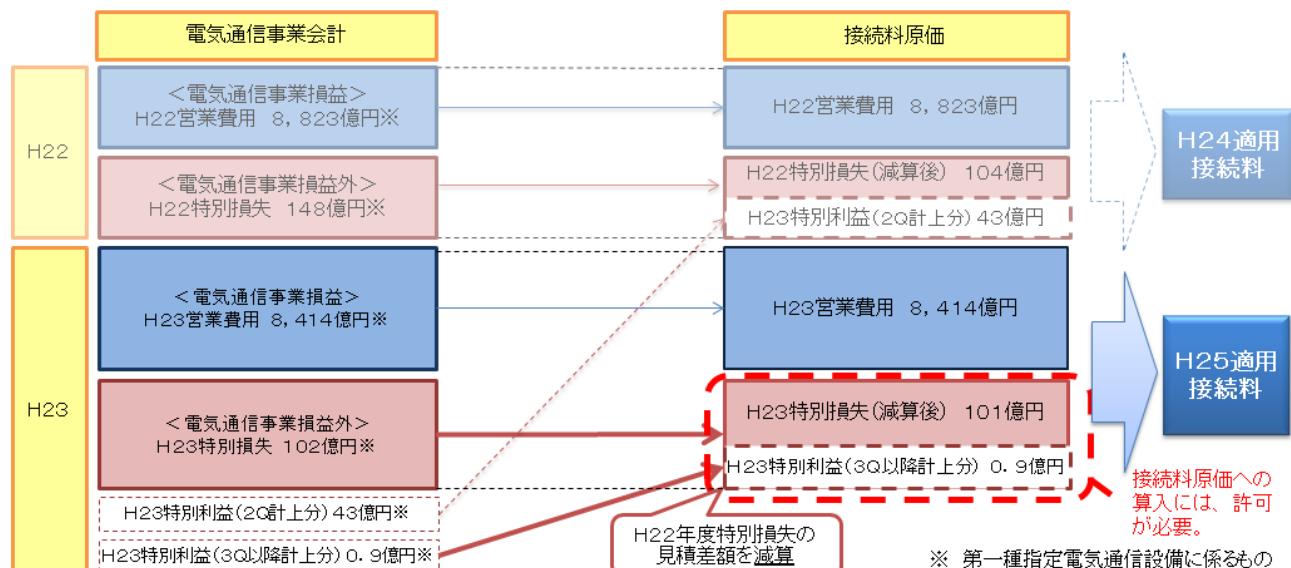
平成24年度接続料の補正申請の認可(※1)に当たっては、NTT東日本に対し、「平成23年度第3四半期以降に特別損失に係る見積差額を特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料の基となる接続料原価の算定において、平成24年度接続料の算定と同様、必要な減算を行うこと」が要請されている。

本件申請においては、当該要請を踏まえ、平成25年度に適用される接続料の算定に必要となる平成23年度における実績費用について、平成23年度に計上された災害特別損失のうち被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものから、平成23年度第3・第4四半期に計上された平成22年度特別損失に係る見積もり差額(特別利益)を減算したもの不算入した費用としている。当該措置については、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が補正申請と併せ行われている(※2)。

※1 平成24年度接続料の補正申請においては、平成22年度における実績費用について、平成22年度に計上された災害特別損失から、平成23年度第2四半期で計上された当該費用に係る見積差額(特別利益)を減算したものが算入されたところである。当該措置については、補正申請の認可と併せ同規則第3条ただし書の許可が行われている。

※2 特別損失については、電気通信事業会計規則上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されていない。接続料規則においては、接続料原価は、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用とされている。このため、特別損失を接続料原価に算入するためには、接続料規則第3条ただし書の許可を受ける必要がある。

■見積差額の災害特別損失からの減算のイメージ



4)補正申請接続料の概要

本件申請は、平成23年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、当該差額について、平成25年度適用接続料の原価に算入することにより、平成25年度接続料を設定(補正)するものである。具体的な接続料は以下のとおり。

(タイプ1-1)_{※3}

		23年度	(現行) 24年度	25年度	(補正申請) 25年度	
					特損算入後	特損算入前
NTT東日本	シングルスター方式 _{※1}	4,194 円	3,403 円	3,380 円	3,203 円 (▲5.2%)	3,172 円 (▲6.2%)
	シェアドアクセス方式 _{※1※2}	3,756 円	3,013 円	2,986 円	2,835 円 (▲5.1%)	2,806 円 (▲6.0%)
NTT西日本	シングルスター方式 _{※1}	4,784 円	4,357 円	3,426 円	3,220 円 (▲6.0%)	
	シェアドアクセス方式 _{※1※2}	4,298 円	3,846 円	3,055 円	2,882 円 (▲5.7%)	

※1 ()内の数字は、現在認可されている平成25年度接続料に対する減少率。

※2 局外スプリッタの接続料については、実績原価方式にて毎年更新されるもの(平成23年度の接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成23年度、現行の平成24年度及び平成25年度の接続料に含まれる局外

プリッタの料金は平成24年度、申請接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成25年度のもの)。
※3 保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの。

2. 平成23年度において生じた乖離額の調整

平成23年度における加入光ファイバ接続料に係る実績費用、実績収入及びそれらの差額(乖離額)は以下のとおり。

■平成23年度における実績費用と実績収入の差額

	実績費用	実績収入	実績費用と 実績収入の差額
NTT東日本	1,273 億円※	1,338 億円	▲65 億円
NTT西日本	1,224 億円	1,283 億円	▲60 億円

※ 平成23年度に計上された災害特別損失12億円から平成23年度第3・第4四半期に計上された平成22年度災害特別損失に係る見積差額(特別利益)1億円を減じた額を含む。

上記の乖離額のうち、シングルスター方式に係るものとシェアドアクセス方式に係るものとのそれぞれの内訳及びそれらを平成25年度におけるシングルスター方式とシェアドアクセス方式の稼働芯線見込み数で除することにより算出される1芯当たりの乖離額は以下のとおり。

■乖離額の内訳及び一芯当たりの乖離額

		①シングルスター方式	②シェアドアクセス 方式	総額 (①+②)
NTT 東日本	乖離額	▲32 億円	▲34 億円	▲65 億円
	1 芯当たり乖離額	▲177 円	▲155 円	
NTT 西日本	乖離額	▲21 億円	▲39 億円	▲60 億円
	1 芯当たり乖離額	▲206 円	▲179 円	

3. 光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)に係る接続料

シングルスター方式の接続料は、光ファイバ、FTMに係る料金及び施設設置負担加算料を加算して算定される。

これに一芯当たりの乖離額を算入したシングルスター方式の乖離額調整後の接続料は以下のとおり。

■光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)の接続料^{※1※2}

(タイプ1-1)

		(現行) 平成23年度	(現行) 平成24年度	平成25年度	(補正申請) 平成25年度
NTT東日本	NTT東日本	4,194 円	3,403 円	3,380 円 (▲23 円)	3,203 円 (▲200 円)
	光ファイバ	3,500 円	3,264 円	3,093 円	3,093 円
	FTM	159 円	134 円	117 円	117 円
	施設設置負担加算料 ^{※3}	170 円	170 円	170 円	170 円
	乖離額	平成20年度～22 年度に係る乖離額	365 円	—	—
		平成22年度に係る 乖離額	—	—	—
		平成23年度に係る 乖離額	—	—	▲177 円
	NTT西日本	4,784 円	4,357 円	3,426 円 (▲931 円)	3,220 円 (▲1,137 円)
	光ファイバ	3,830 円	3,468 円	3,169 円	3,169 円
	FTM	113 円	102 円	94 円	94 円
NTT西日本	施設設置負担加算料 ^{※3}	163 円	163 円	163 円	163 円
	乖離額	平成20年度～22 年度に係る乖離額	678 円	845 円 ^{※4}	—
		平成22年度に係る 乖離額	—	▲221 円	—
		平成23年度に係る 乖離額	—	—	—
			—	—	▲206 円

※1 1芯当たりの月額料金。括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※2 上記のほかに、回線管理運営費(東:57 円、西:59 円(平成25年度。実績原価方式により申請中))が必要。

※3 専用線の一部メニュー等においてアクセス回線として光ファイバを利用する場合においては施設設置負担金を一括で支払うこととされているところ、当該メニューにおける施設設置負担金相当の費用の二重負担を回避するため、施設設置負担金の支払いが不要なサービスに利用される光ファイバ芯線に係る施設設置負担金相当の費用(施設設置負担金の額(51,000 円)の月額換算に基づき算出)を一旦接続料原価から控除して接続料を算定し、改めて施設設置負担金相当の費用を加算料コストとして接続料に加えているもの。

※4 NTT西日本においては、平成23年度以降の接続料の認可時に、前回算定期間に於ける光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)の接続料の低減率と同程度が低減されるように、前回算定期間(平成20年度～22年度)に係る乖離額を平成23年度接続料及び平成24年度接続料に配分。

4. 光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)に係る接続料

1) 接続料の算定

シェアドアクセス方式の接続料は、光ファイバ(主端末回線部分のみ)、FTM、局外スプリッタに係る料金及び施設設置負担加算料を加算して算定される。

これに一芯当たりの乖離額を算入したシェアドアクセス方式の乖離額調整後の接続料は以下のとおり。

■光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)の接続料^{※1}

(タイプ1-1)

		(現行) 平成23年度	(現行) 平成24年度	平成25年度 (補正申請) 平成25年度
NTT東日本	光ファイバ(主端末回線部分)	3,756 円	3,013 円	2,986 円 (▲27 円)
	FTM	3,000 円	2,781 円	2,626 円
	施設設置負担加算料 ^{※2}	159 円	134 円	117 円
	平成20年度～22年度に係る乖離額	146 円	145 円	144 円
	乖離額	356 円	—	—
	平成22年度に係る乖離額	—	▲146 円	—
	平成23年度に係る乖離額	—	—	—
	局外スプリッタ ^{※3}	95 円	99 円	99 円
				2,835 円 (▲178 円)
				2,626 円
NTT西日本	光ファイバ(主端末回線部分)	4,298 円	3,846 円	3,055 円 (▲791 円)
	FTM	3,316 円	2,995 円	2,733 円
	施設設置負担加算料 ^{※2}	113 円	102 円	94 円
	平成20年度～22年度に係る乖離額	141 円	141 円	141 円
	乖離額	686 円	715 円 ^{※4}	—
	平成22年度に係る乖離額	—	▲194 円	—
	平成23年度に係る乖離額	—	—	—
	局外スプリッタ ^{※3}	42 円	87 円	87 円
				2,882 円 (▲946 円)
				2,733 円
				94 円
				141 円
				—
				—
				▲179 円
				93 円

※1 1芯当たりの月額料金。括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※2 専用線の一部メニュー等においてアクセス回線として光ファイバを利用する場合においては施設設置負担金を一括で支払うこととされているところ、当該メニューにおける施設設置負担金相当の費用の二重負担を回避するため、施設設置負担金の支払いが不要なサービスに利用される光ファイバ芯線に係る施設設置負担金相当の費用(施設設置負担金の額(51,000 円)の月額換算に基づき算出)を一旦接続料原価から控除して接続料を算定し、改めて施設設置負担金相当の費用を加算料コストとして接続料に加えているもの。

※3 局外スプリッタの接続料については、実績原価方式にて毎年改定されるもの(平成23年度の接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成23年度、現行の平成24年度及び平成25年度の接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成24年度、申請接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成25年度のもの)。

※4 NTT西日本においては、平成23年度以降の接続料の認可時に、前回算定期間に於ける光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)の接続料の低減率と同程度が低減されるように、前回算定期間(平成20年度～22年度)に係る乖離額を平成23年度接続料及び平成24年度接続料に配分。

2)光信号分岐端末回線に係る加算料

シェアドアクセス方式では上記接続料に加えて、局外スプリッタから加入者宅までの光信号分岐端末回線の利用に係る加算料^(※)(実績原価方式により算定)が以下のとおり必要となる。

※ 光信号分岐端末回線に係る加算料については、(1)NTT東西の屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合(キャビネット(光信号分岐端末回線と光屋内配線を接続するため住宅の外壁に設置される箱)に係る費用について、キャビネットの有無の割合に応じて加重平均して設定)の料金と、(2)NTT東西の屋内配線と一体とせず、NTT東西又は接続事業者設置のキャビネットに収容された光信号分岐端末回線を利用する場合の料金の2通りが設定されている。

■光信号分岐端末回線に係る加算料^(※)

(NTT東西の屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合) (タイプ1-1)

	現行接続料(平成24年度)	平成25年度	
		特損算入後	特損算入前
NTT東日本	274 円	261 円 (▲13 円)	255 円 (▲19 円)
NTT西日本	317 円	291 円 (▲26 円)	

(NTT東西の屋内配線と一体とせず、NTT東西設置のキャビネットに収容された光信号分岐端末回線を利用する場合) (タイプ1-1)

	現行接続料(平成24年度)	平成25年度	
		特損算入後	特損算入前
NTT東日本	287 円	273 円 (▲14 円)	267 円 (▲20 円)
NTT西日本	329 円	301 円 (▲28 円)	

※ 括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※ このほかに、1分岐ごとに回線管理運営費(東:57 円、西:59 円(平成25年度。実績原価方式により申請中))が必要。

3)複数年段階料金を適用する光信号主端末回線に係る接続料

シェアドアクセス方式に係る接続料については、情報通信行政・郵政行政審議会において分岐単位接続料設定の適否に関する多角的な検討が行われた結果、平成24年3月29日付け同審議会答申(以下「情郵審答申」という。)において、NTT東西の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適當とされた。

同答申を踏まえ、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更(補正)の総務大臣認可に当たり、「光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置として、エントリーメニューを早期に導入するために、速やかに接続約款の変更申請を行うこと」等が条件として付されている。

以上の経緯を踏まえ、エントリーメニューに係る接続料等を設定するため、NTT東西より接続

約款の変更の認可申請がなされ、平成24年9月4日付けで認可がなされたところである。

本件申請は、平成24年度適用開始分の接続開始日から1年以上2年未満の場合及び平成25年度適用開始分について、エントリーメニューに係る接続料を設定するものである。

なお、エントリーメニューに係る接続料については、情郵審答申（「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」）を踏まえた算定方法により、以下のとおり設定されている。

- エントリーメニューが適用される芯線のうち、開通から1年に満たないものについては、同答申で示された考え方（※）を踏まえて算定した割引率（平成24年度適用開始分についてはNTT東日本：19.4%、NTT西日本：24.4%、平成25年度適用開始分についてはNTT東日本：16.9%、NTT西日本：17.5%）に基づき、通常の光信号主端末回線（以下「通常メニュー」という。）に係る接続料から一定額を低減させた料金が適用される。
- 開通後3年目のものについては、1年目の低減額及び当該低減額に係る利息を3年目に適用される通常メニューに係る接続料に加算した料金が適用される。

※ まず加入光ファイバ接続料（主端末回線接続料）における「1ユーザ当たりコストがドライカッパ接続料と同等となるために必要となる獲得ユーザ数」を求め（平成24年度適用開始分についてはNTT東：3.1ユーザ、NTT西：3.9ユーザ、平成25年度適用開始分についてはNTT東：2.7ユーザ、NTT西：2.8ユーザ）、次に加入光ファイバ接続料（主端末回線接続料）とドライカッパ接続料の「1ユーザ当たりコストが同等となる水準（平成24年度適用開始分についてはNTT東：973円、NTT西：977円、平成25年度適用開始分についてはNTT東：1,053円、NTT西：1,041円）を超える部分を算出し、これをドライカッパ接続料と比べた場合の「超過コスト」とみなした上で、当該部分を比率化して1年目の接続料から割り引く。

＜平成24年度適用開始分＞

（タイプ1-1）

適用時期	NTT東日本	NTT西日本	[参考] 通常メニュー	
			NTT東日本	NTT西日本
H24年4月1日から H25年3月31日まで に適用する料金 (接続開始日から1年未満の場合)	2,428円 <▲585円※1>	2,908円 <▲938円※1>	3,013円	3,846円
H25年4月1日から H26年3月31日まで に適用する料金※2 (接続開始日から1年以上 2年未満の場合)	2,835円	2,882円	2,835円	2,882円
H26年4月1日以降 に適用する料金※4 (接続開始日から2年以上 3年未満の場合)	H26年度に適用される通常メニューに係る接続料 ※3 + 600円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H26年度に適用される通常メニューに係る接続料 ※3 + 964円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)		

※1 通常メニューに係る接続料からの低減額。

※2 乖離額補正後の料金。

※3 H26年度に適用される通常メニューに係る接続料は、別途認可申請がなされる予定。

※4 適用開始から3年が経過した後は、該当する年度の通常メニューに係る接続料が適用される。

<平成 25 年度適用開始分>

(タイプ1-1)

適用時期	NTT東日本	NTT西日本	[参考]H25 年度 通常メニュー	
			NTT 東日本	NTT西日本
H25 年 4 月 1 日から H26 年 3 月 31 日まで に適用する料金※1 (接続開始日から1年未満の場合)	2,356 円 <▲479 円※2>	2,378 円 <▲504 円※2>	2,835 円	2,882 円
H26 年 4 月 1 日から H27 年 3 月 31 日まで に適用する料金 (接続開始日から1年以上 2年未満の場合)	H26 年度に適用される通 常メニューに係る接続料 と同額(円※3)	H26 年度に適用される通 常メニューに係る接続料 と同額(円※3)		
H27 年 4 月 1 日以降 に適用する料金※4 (接続開始日から2年以上 3年未満の場合)	H27 年度に適用される通 常メニューに係る接続料 ※3 + 491 円(1 年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H27 年度に適用される通 常メニューに係る接続料 ※3 + 518 円(1 年目の低減額 及び低減額に係る利息)		

※1 乖離額補正後の料金。

※2 通常メニューに係る接続料からの低減額。

※3 H26年度以降に適用される通常メニューに係る接続料は、別途認可申請がなされる予定。

※4 適用開始から3年が経過した後は、該当する年度の通常メニューに係る接続料が適用される。

【参考】乖離額調整に係る検証

現行の平成23年度以降の接続料に係る乖離額調整制度においては、平成23年度から平成25年度の各年度における接続料収支の実績値が判明するたびに、速やかに調整を行うこととされており、その調整額は、各年度における実績費用と実績収入の差額とされている。

当該乖離額調整制度については、現行接続料に係るNTT東西からの当初申請案において恒久的な制度として位置づけられていたところ、情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成23年3月29日)において、「乖離額調整に係る規定の修正(恒常的な制度として接続約款の本則に位置づけるのではなく、特例として附則に規定すること)を行うこと」とされたことを受け、NTT東西から補正申請がなされ、これを認可したものである。

当該乖離額調整制度を含む現行の平成23年度以降の接続料の認可に当たっては、予見可能性を高める観点から、認可条件として、平成23年度から平成25年度までの半期ごとの状況について各期間経過後2ヶ月以内に総務省に報告することとされている。

平成23年度末時点では、NTT東日本においては実績芯線数が予測芯線数を下回っており、NTT西日本においては実績芯線数が予測芯線数を上回っている。その乖離は、NTT東日本で約1.0%、NTT西日本で約4.7%である。また、直近の平成24年9月末時点では、NTT東西とも予測芯線数を上回っており、その乖離はNTT東日本で約0.9%、NTT西日本で約5.6%となっている。現時点においては、おおむね需要予測に沿った形で実際の需要が伸びていると考えられる。

■平成22年度～25年度末時点の芯線数(千芯)

		H22年度末	H23年度末	H24年度末	(参考) H24. 9末	H25年度末
		実績芯線数	2,739	2,976	—	3,135
NTT 東日本	予測芯線数	2,734	3,006	3,210	3,108	3,382
	差分	5	▲30	—	27	—
	実績芯線数	2,286	2,546	—	2,647	—
NTT 西日本	予測芯線数	2,307	2,432	2,582	2,507	2,699
	差分	▲21	114	—	140	—

※H24. 9末時点の予測は、(H23年度末予測+H24年度末予測)/2。

なお、平成24年度接続料の補正申請の認可に当たっては、認可条件として、乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、コスト削減インセンティブを確保する必要性から、予測需要と比較して実績需要の減少が生ずる場合には、それに応じたコスト削減の取組について、平成25年度接続料に係る乖離額の補正申請時までに総務省に報告することとされている。NTT東日本においては、平成23年度末時点の実績芯線数が平成24年度以降の接続料の算定に用いた予測芯線数を下回っている(上記の表参照)ため、今般の申請に合わせ、保守や故障修理等の業務効率化や回線の開通・廃止時における無派遣工事の推進等によるコスト削減を進めている旨の報告が行われている。

平成24年度以降の接続料収支の実績値が判明した際には、引き続き乖離額に係る調整につい

て検証を行うことが適当である^(※)。

※ 現行の平成23年度以降の接続料の認可に当たっては、(1)予見可能性、(2)公平性、(3)コスト削減インセンティブの観点から検証が行われた。

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適當と認められる。

審 査 事 項	審査 結果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手續、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手續、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手續、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手續、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に關して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に關して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手續、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに關して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められてい	—	該当事項なし。

ること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)オ)		
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他の事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)オ)	—	該当事項なし。
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び審査基準第 15 条(1)オ)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号及び審査基準第 15 条(1)オ)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条(1)オ)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号及び審査基準第 15 条(1)オ)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号及び審査基準第 15 条(1)オ)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号及び審査基準第 15 条(1)オ)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	接続料は接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし、公正妥当なものと認められる。なお、乖離額調整制度及び災害特別損失の扱いについては別記のとおり。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別記)

1. 乖離額調整制度の扱いについて

本件申請については、平成23年度の実績費用と実績収入の差額を、平成25年度の接続料の原価に加えて算定するものであり、これは現行接続料規則上認められていないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。加入光ファイバ接続料においては、特例として将来原価方式の乖離額調整制度が認められているため、本件申請においてもこれを認めることが適当である。

2. 東日本大震災に起因する災害特別損失の扱いについて

本件申請については、平成25年度に適用される接続料の算定に必要となる平成23年度における実績費用の算定に当たり、平成23年度に計上された東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものから、平成23年度第3四半期及び第4四半期で計上した平成22年度災害特別損失に係る見積差額を減算した上で、これを算入した費用が用いられている。当該措置については、接続料規則に規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

東日本大震災に起因する災害特別損失の接続料原価への算入については、平成24年度接続料に係る補正申請においても同規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せ行われ、情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると、一定の合理性が認められることから認可がなされたものである。

また、総務省は、平成24年度接続料に係る補正申請の認可に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、NTT東日本に対し、「平成23年度第3四半期以降に特別損失に係る見積差額を特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料の基となる接続料原価の算定において、平成24年度接続料の算定と同様、必要な減算を行うこと」を要請している。

以上を踏まえ、接続料の算定に当たり、平成23年度に計上された東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものから、平成23年度第3四半期及び第4四半期で計上した平成22年度災害特別損失に係る見積差額を減算した上で、これを算入した原価を用いることについては、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当である。

接続料と利用者料金との関係について

- 一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、小売料金はコストに適正利潤が乗せられたものになることから、接続料の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金の関係に関する検証(以下「スタックテスト」という。)を行っている。
- 今回申請のあった、将来原価方式により算定された平成25年度の加入光ファイバに係る接続料に関しては、総務省が実施するスタックテストとして、①フレッツ光ネクスト、②Bフレッツ、③フレッツ光ライトを行うこととする。
- 当該スタックテストの検証結果については、同時に申請のあった次世代ネットワークに係る平成25年度接続料の改定において記載しているところ、いずれのスタックテストにおいても、利用者料金が接続料を上回っており、営業費相当分も基準値を上回っていることから、接続料が不適正であるとは認められないとしているところである。

光配線区画の見直しの状況

- 平成24年度の加入光ファイバに係る接続料(補正)の認可の際に、平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえた光配線区画の早期見直しを行うこと及び透明性と予見性を確保する観点から、NTT東西において光配線区画の見直しの状況について半年ごとに総務省に報告することが条件として付された。
- これを受け、平成24年12月にNTT東西より、接続事業者向けの光配線区画の導入及び既存の光配線区画の見直しの状況について、以下のとおり報告があった。

接続事業者向けの光配線区画の導入

- ・ 接続事業者向けの光配線区画の導入に向けたトライアルについて、NTT東西において、平成24年5月に事業者説明会が開催され、その後、NTT東日本に対して3社、NTT西日本に対して2社から参加の意向があった。現在、NTT東日本において2社、NTT西日本において1社とトライアル実施に向けた準備を進めているところ。
- ・ NTT東西において、トライアル参加意向を示した事業者から実施希望ビルの候補の提示を受け、各事業者との話し合いの上でトライアルビルを選定。トライアル実施ビル及びトライアルに係る提供条件(接続料、トライアル終了後の回線の扱い等)を昨年8月にNTT東西のホームページに公表(本年2月にトライアル実施ビルをNTT東西各1ビル追加)。
- ・ トライアル参加事業者の事業展開時期、それに向けた準備期間を考慮し、平成25年4月から順次トライアルを開始予定。
- ・ 平成25年度中にトライアルに参加した接続事業者へ当該光配線区画の本格提供利用の意向確認を行い、平成26年度中に本格提供開始予定。

NTT東日本

トライアル実施ビル	光分岐端末回線接続料
宇都宮ビル(栃木県)	944円/月
武蔵府中ビル(東京都)	942円/月
石狩深川ビル(北海道)	951円/月
既存料金(平成24年度)	274円/月

NTT西日本

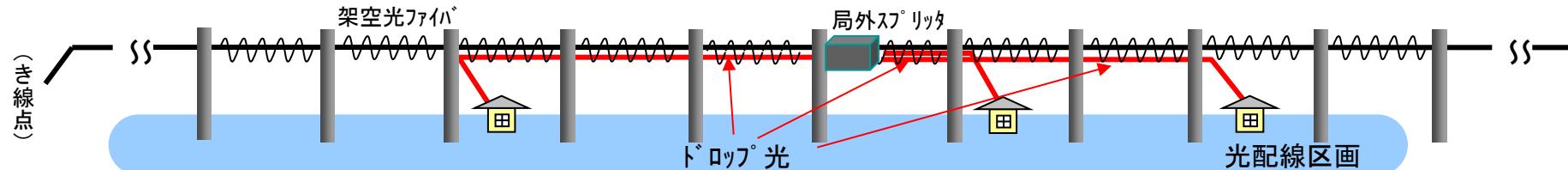
トライアル実施ビル	光分岐端末回線接続料
都島ビル(大阪府)	868円/月
新谷ビル(愛媛県)	902円/月
既存料金(平成24年度)	317円/月

既存配線区画の見直し

- ・ NTT東西において、現在、未だ既存ユーザがなく、カバー範囲が小さな光配線区画について、地理的条件等を踏まえ、隣接する光配線区画と統合する見直しを進めているところ。

配線ブロックの2割弱が新配線方式になっており、新配線方式のブロックは従前の配線ブロックの約1.5倍～2倍（平均）のユーザが収容可能になっている。

◇現行の配線方式



- ◆ 開通工事の都度、局外スプリッタからお客様近傍の電柱を経由してお客様宅まで、「ドロップ光」を敷設して、サービス提供する方式

◇新たな配線方式